

手話言語条例に関する請願を採択しました

請願第2号「手話言語条例に関する請願」が全会一致で採択され、かすみがうら市長へ請願を送付しました。

請願趣旨

障害者基本法の定める手話が言語であるとの認識に基づき、手話言語の理解並びに普及及び地域において手話言語を使用しやすい環境の構築に関し、基本理念を定め、かすみがうら市の責務及び役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進し、もってろうあ者とろうあ者以外の者が共生することのできる地域社会を実現することを目的とした「かすみがうら市手話言語条例」を制定していただくよう請願する。

教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書を国に提出しました

請願第3号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願」が全会一致で採択され、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣に意見書を提出しました。

教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書

学校現場では、子どもの貧困・いじめ・不登校、教職員の長時間労働や未配置など、解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

2021年3月の義務標準法改正により、小学校の学級編制標準が段階的に35人に引き下げられてはいるものの、小学校に留まることなく、今後は中学校での35人学級の早期実施も必要です。加えて、きめ細かい教育をすすめるためにはさらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。

義務教育費国庫負担制度については、2006年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間に教育格差が生じることは大きな問題です。子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、豊かな子どもの学びを保障するためにも、国庫負担制度の堅持、さらには2分の1への復元が必要です。

こうした観点から、国会及び政府におかれましては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

1. 中学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。
2. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など、教職員定数改善を推進すること。
3. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財源を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

所得税法第56条見直しを求める意見書を国に提出しました

請願第4号「所得税法第56条の見直しを求める意見書についての請願」が全会一致で採択され、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、法務大臣に意見書を提出しました。

所得税法第56条見直しを求める意見書

零細中小業者（自営業者）は地域の担い手として日本経済の発展に貢献してきました。

その事業を営む上でなくてはならない家族従業者の「働き分」（自家労賃）を「所得税法第56条」は「事業主の配偶者とその親族が事業に従事した時、対価の支払いは必要経費に算入しない」とし、必要経費として認められていません。

家族従業者の働き分は事業主の所得となり、配偶者は86万円、家族は50万円控除されるのみで最低賃金にも達していません。家族従業者はわずかなこの控除が所得とみなされるため、社会的にも経済的にも全く自立できない状況となっています。交通事故で入院しても保障日額が専業主婦の5,700円より低い、2,300円しか認められない事例もありました。

税法上は「青色申告」にすれば「働き分」を経費にすることができますが、同じ労働に対して申告の仕方によって差をつける制度自体が矛盾しています。

平成26年以降はすべての白色申告者も「記帳義務化」が課され、青色と白色の差はなくなっています。

「国連女性差別撤廃委員会」は「人格にかかわる差別はやめるべき」と日本政府に勧告しており、財務大臣は「56条の見直しについて研究する」と国会で表明しています。

SDGsの中で掲げられているジェンダー平等の視点からも解決すべき問題です。

アメリカ・イギリス・ドイツ・フランスなど世界の主要国においては、家族労働者の「働き分」（自家労賃）を必要経費として認め、家族従業者の人権・労働を正當に評価しています。

日本では568自治体（2023.6.30現在）で「所得税法第56条」の見直しや廃止の意見書が採択されています。

よって、当議会は所得税法第56条の見直しを求めるものです。

記

1. 所得税法第56条の見直しをすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

◆市議会議員全体研修を行いました◆



▲説明を受ける議員
【苫小牧市役所】



▲苫小牧市議会議場にて

議会議場の先進的な取組みについて学びました。

【北海道苫小牧市】

●議会改革の取り組みについて

令和5年7月27日の研修内容



▲市民交流施設『ぷらっと』前にて



▲市民交流施設『ぷらっと』内を視察
【写真は江別国際センター前】

公共施設の更新を見据え、これからのコミュニティ施設の在り方について学びました。

【北海道江別市】

●市民交流施設『ぷらっと』視察

令和5年7月26日の研修内容